

短期入所生活介護事業所 笠間陽だまり館 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の会が開設する短期入所生活介護事業所「笠間陽だまり館」(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所 笠間陽だまり館
- (2) 所在地 茨城県笠間市南友部 1966 番地 139

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (常勤1名)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 (1名以上)
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 (4名以上)
利用者の日常生活の介護業務を行う。
- (4) 看護職員 (1名以上)
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 (1名以上)
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- (6) 栄養士 (1名以上)
給食献立の作成、栄養計算、入所者の栄養指導等を行う。
- (7) 医師 (1名以上)
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

なお、員数については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は併設利用型で10名とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 夜間看護体制

(短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用料の一部として、居宅サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない居宅サービスを提供した際に、利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から1kmあたり30円の実費を徴収する。

4 前各項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

事業所は全各項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、居宅サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、笠間市・水戸市・茨城町・石岡市・小美玉市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受け
てもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの
規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

3 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会を侵害し
てはならない。

4 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用す
ることとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するもの
とする。

5 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、
賠償を減じることができる。

6 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、
契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者の説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行って
いるときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な
措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計
画を作成し、職員及び入所者等に対して周知徹底を図る。また業務継続に向けた計
画等の策定、研修、避難並びに、その他必要な訓練等を年2回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス
の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた
めの計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ
る。

2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び
訓練を実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものと
する。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、授業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(安全対策担当者)

第16条 介護安全対策に資するために、安全対策担当者を置き安全対策に関する情報の収集、職場の点検と改善、研修計画立案を行う。

2 安全対策担当者は、収集した事例の原因分析及び防止対策を委員会に報告し、策定するまとめ役を担う。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 利用者に対して事業所がおこなったサービス提供に関する諸記録は、条例に定めるものをもれなく整備し、サービス提供した日から5年間保存する。

附 則

制定 平成27年 7月 1日

更新 平成27年 8月15日

更新 令和 3年 4月 1日

更新 令和 6年 11月 1日